

佐賀県告示第三百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十一月九日から平成二十四年十二月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒川松島線	伊万里市脇田町字下ノ原三三三三番 一 地先から 伊万里市脇田町字札ノ元二二〇二番 一〇地先まで	平成二四・一一・九